

事務連絡
令和2年10月30日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の取扱い等について

日頃より、予防接種行政の適切な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

「申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の取扱い等について」（令和2年3月12日付け内閣府大臣官房番号制度担当室事務連絡。別添参照。）により、別紙に基づき、死亡者本人の個人番号の提供を求める申請手続について、必要な措置な措置を講じるよう連絡があったところです。

予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期の予防接種等による健康被害の救済措置に係る請求において、別紙「4. 各府省で必要な対応（2）死亡者以外の場合にも共通して使用されるため、個人番号記載欄の削除が困難な様式」については、下表のとおりであり、個人番号の記載欄の削除は行わず、代わって死亡者の個人番号の記載は不要とし、死亡者の個人番号の記載がなくても有効な申請として扱うことといたしますので、この旨貴都道府県内の市町村に対して周知をお願いします。

<死亡者の個人番号の記載がなくても有効な申請として扱う様式>

様式名	手続名	手続の概要
医療費・医療手当 請求書	医療費、医療手当の 請求の受理、審査、支 給、支給内容の変更	予防接種法に基づく予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける場合に、市町村により行われる給付等を申請する手続。 ※相続人等が申請する場合に限る。